○農林水産省告示第千五百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町払川字芳ノ谷一一七八の一四（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字芳ノ谷一一七八の一四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡山江村大字山田丁字クギ山三二〇一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字クギ山三二〇一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町永富字大瀧二八四五の一、二八四六の一、二八四七の一、二八五一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大瀧二八四五の一・二八四六の一・二八四七の一・二八五一の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千五十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の十一第一項の規定に基づき、阪神国際港湾株式会社から大阪及び神戸における埠頭群を運営する者の指定の申請があったので、同法第四十三条の十一第八項の規定により、その内容を縦覧に供するため、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十一条の六第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　申請者の商号及び本店の所在地

イ　商号

阪神国際港湾株式会社

ロ　本店の所在地

神戸市中央区御幸通八丁目一番六号

二　運営計画の概要

イ　埠頭群において施設を提供する時間

午前零時から午後十二時まで

ロ　建設又は改良を行う特定荷さばき施設等

ガントリークレーン二十四基、電気施設八式、受変電施設二箇所

ハ　埠頭群の運営の体制に関する事項

役員十人及び職員九十六人を置くこと。

三　縦覧の期間

平成二十六年十一月四日から同月十七日まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

四　意見書の提出方法等

イ　提出方法及び提出先

(1)　郵送による場合

〒一〇〇―八九一八　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号（中央合同庁舎第三号館八階）

国土交通大臣（国土交通省港湾局港湾経済課扱い）あて

(2)　ファクシミリ装置による場合

番号　〇三―五二五三―八九三七

国土交通大臣（国土交通省港湾局港湾経済課扱い）あて

ロ　提出期限

縦覧期間が終了する平成二十六年十一月十七日までに必着

ハ　記載要領

(1)　意見提出者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに意見提出者が申請の内容について利害関係を有する者に該当する事実を記載すること。

(2)　意見は、日本語により記載すること。

○国土交通省告示第千五十九号

道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第四条の規定に基づき、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十四条第二項の町村を指定したので、平成十八年国土交通省告示第五百九十八号（自動車の臨時運行の許可に関する市町村を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年十一月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

岩手県の部岩手郡の項中「岩手町　滝沢村　雫石町」を「岩手町　雫石町　葛巻町」に改め、栃木県の部下都賀郡の項中「壬生町　野木町　岩舟町」を「壬生町　野木町」に改める。